

# 11月は「計量強調月間」

～暮らしを支える正しい計量～

正確な計量は、私たちの生活の基本です。

私たちの身の回りでは、ガス・水道・電気の使用量、スーパーマーケットでの肉や魚の内容量の計量、タクシー料金・ガソリン料金の計算などにさまざまな計量器が使われています。

私たちの暮らしが安全で快適であるためには、これらの計量器が正確に作動し、正しく使われることが重要です。そのために、「計量法」で規制の対象となる計量器を指定するとともに、適正な計量の基準を定めています。



計量ふじっぴー

はかりで量った重さのことを**量目**（りょうもく）といいます。計量法では、量目について**正確な計量**に努めるよう義務付けています。また、商品の入れ物（トレイ、ラップ、経木等）と添え物（わさび、たれ等）を**風袋**（ふうたい）といいますが、商品の量目（内容量）には、風袋は含まれません。

商品の内容量 = 全体の重さ(総量) - 風袋

体温計、血圧計、ガスメーター、水道メーター、ガソリンスタンドの自動車等給油メーターなどは、計量法で**特定計量器**に定められています。その中には、検定等の有効期間のある特定計量器があり、有効期間を過ぎたものは使用できません。

- ガスメーター ... 10年
- 水道メーター ... 8年
- 電気メーター ... 10年
- タクシーメーター... 1年
- 自動車等給油メーター... 7年

問合せ 静岡県計量検定所 電話 054 278 8311  
観光商工課 電話 055 948 1480

# ごみの持ち込み受け付けてます。

ごみの収集日に出すことができない人や、多量にごみを出す人のために、市では、ごみの持ち込みを施設で直接受け付けています。

問合せ クリーン課 電話 055 949 6805

## 施設へごみを直接搬入するときの注意事項

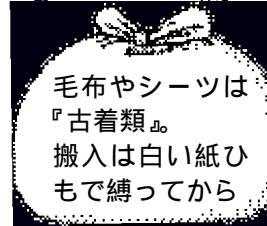
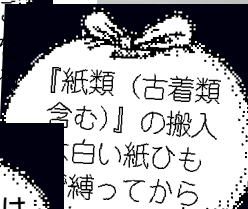
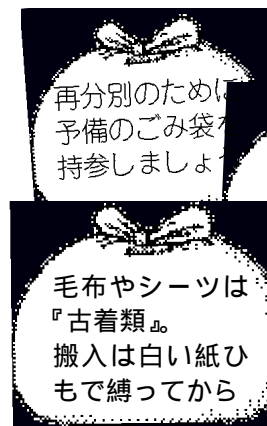
| 直接搬入できるごみの種類                 | 搬入場所                               | 受付時間                                       |
|------------------------------|------------------------------------|--|
| すべての種類のごみ<br>(市が処理できないものを除く) | 長岡清掃センター<br>菰山リサイクルプラザ<br>大仁清掃センター | 平日：月～金曜日 9：00～12：00<br>(祝日を除く) 13：00～15：00 |
|                              |                                    | 日曜日：第1・3日曜日 9：00～12：00                     |

上記以外の時間の持ち込みはできません。時間厳守をお願いします。

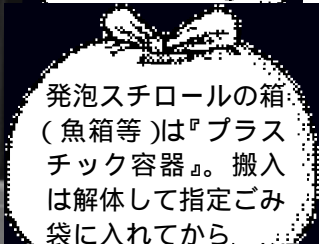
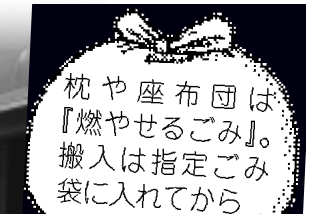
年末・年始はお休みです。詳しくは広報12月1日号でお知らせします。

ごみステーションに出すときと同様、あらかじめ分別してから直接搬入してください。**施設は大変混雑します。施設にきてからの分別は、他の持ち込みの人の迷惑になります。**

『燃やせるごみ』『プラスチック容器包装』『その他のプラスチック類』は指定ごみ袋が必要です。『燃やせるごみ』は黄色、『プラスチック類』は白色の指定ごみ袋へ入れてから搬入してください。



搬入のポイントを押さえてスムーズに!  
(写真は搬入時の混雑状況)



## パソコンから登録

内閣府ホームページ「消費者の窓」から登録できます。パソコンで使っているメールアドレスも、携帯電話で使っているメールアドレスも両方登録できます。  
「消費者の窓」<http://www.consumer.go.jp/>

## 携帯電話から登録

方法 URLを直接入力  
<http://mail.consumaer.go.jp/wrp/mimamori/mobile>  
方法 QRコードでアクセス  
方法 携帯電話から空メール( )を送付  
mima@gmpw.jp  
メールには何も書かなくて結構です。送付する前にドメイン指定を解除し、mimamori6zensokyo@mbr.nifty.comからのメールが受信できるようにしてください。



QRコード対応の携帯電話はこちらから

問合せ (社)全国消費生活相談員協会 見守り係  
電話 03 3448 9736

住宅リフォーム、浄水器、健康食品などの**悪質な訪問販売**、法務省や財務省の名をかたる**振り込め詐欺**など、**悪質業者は高齢者を狙っています。悪質業者はどんどん新しい**

手口を使っています。そこで、各地の消費生活センター等が**収集した悪質商法の情報を、パソコンや携帯電話にお届け**します。高齢者やご家族の人は、ぜひ登録してください。

# メール見守り新鮮情報で悪質商法を学ぼう



狙われる高齢者!

Q.「農村振興モニター」って、何をやるの?  
A. (財)農村開発企画委員会が、農林水産省から委託された農村振興整備に関する調査研究の一環の、アンケート調査などに協力いただきます(年2回程度)。



Q.「農村振興モニター」に登録できるのは?

A. モニター登録は、農家・非農家を問わず、20歳以上の人であれば可能です。登録方法は、登録書を作成して、市役所に提出します。モニターには期間がありませんが、途中でやめることもできます。



Q.「農村振興モニター」にメリットはあるの?

A. 回答していただいたモニターには、謝礼として原則として1回につき500円分の図書カードが贈られます。また、アンケート集計結果が報告されるとともに、イベントやシンポジウムのお知らせがあります。



問合せ 農業振興課 電話 055 948 1481

## 募集 財団法人農村開発企画委員会 農村振興モニター

これからの農村振興整備について、農業者を含めた農村部の住民はもとより、都市部の住民やNPOなども含めて、幅広く国民の意見・意向などを把握するために、農村振興モニターを募集することになりました。